

# 電気自動車等の点検・整備業務に係る特別教育のご案内

(一社)宮城県自動車整備振興会 教育技術課

労働安全衛生法第59条、同規則第36条の規定により標記作業に関わる業務には、特別教育が必要とされています。下記のとおり、当該業務の講習を実施いたします。

**実施項目** ◎対地電圧が50Vを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備業務(ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車(内燃機関を有さないもの)等)  
(作業例:バッテリー、モーター、インバーター、配線、サービスプラグの着脱等)

※令和元年10月1日より前に、「低圧電気取扱い業務の特別教育」を受けたことがある者は、この講習を受ける必要はありません。

※講習修了者には、労働安全衛生法で定める「特別教育受講修了証」を交付致します。

- 1) 実施日 令和4年9月28日(水) 9:30~16:30  
令和4年9月29日(木) 9:30~16:30  
受付 9:00~9:25 講習 9:30~16:30
- 2) 場 所 宮城県自動車整備会館 仙台市宮城野区扇町4丁目1-32
- 3) 対象者 自動車整備士(自動車タイヤ及び自動車車体を除く)資格を取得されている方
- 4) 定 員 両開催日共に **30名ずつ** ※定員になり次第締切りとさせていただきます。  
申込状況によりご希望に添えない場合があります。
- 5) 持参品 筆記用具、電卓(講習当日に忘れないように)

## 申込受付

下記受講申込書に必要事項をご記入し、①と②を添えて受付して下さい。

**受付は9月1日(木)の9時より行ないます(締切は9月14日(水))**

宮城県自動車整備会館(振興会本部1階指導部) 9:00~16:30(土日祝日を除く)

(郵送不可・FAX不可)

- ①受講料 会員:7,000円 員外:9,000円(資料、昼食代、消費税含む)
- ②写 真 修了証用 上半身脱帽の写真(縦3cm×横2.5cm)を1枚

## 受講申込書

受付No. \_\_\_\_\_

受講希望日

9/28日

・ 9/29日

※希望日に○印

認証番号	3-	支 部	支 部
事業場名		ご担当者	
受講者名(ふりがな)		生 年 月 日	
( )		年 月 日生	
現 住 所			
県			

※修了証を作成しますので間違いのないよう丁寧にご記入ください。